

「健全化判断比率」及び「資金不足比率」について

令和4年8月 財政課

1 概要

『健全化判断比率』及び『資金不足比率』については、“地方公共団体の財政の健全化に関する法律（H19.6月公布）”に基づき算定する財政の健全性に関する比率を表すもので、監査委員の意見を付した上で議会への報告と公表が義務付けられている。なお、健全化判断比率等が一定の基準を超えた場合、財政の早期健全化や経営健全化のための計画策定が必要となる。

2 健全化判断比率

『健全化判断比率』は、「①実質赤字比率」、「②連結実質赤字比率」、「③実質公債費比率」及び「④将来負担比率」の4指標で構成され、その算定する目的、内容に応じ、一般会計、特別会計のほか、地方公共団体が加入する組合、地方公共団体が設立した法人を算定対象とする。

①実質赤字比率

地方公共団体の最も主要な会計である「**一般会計等**」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したもの
（対象）一般会計、常滑駅周辺土地区画整理事業特別会計

②連結実質赤字比率

一般会計等に公営事業会計を加えた「**地方公共団体の全会計**」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したもの
（対象）①の2会計に加え、下水道、水道、モーターボート競走、病院、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各会計

③実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の**返済額（公債費）**の大きさを、財政規模に対する割合で表したもの（3か年平均）
（対象）一般会計等の償還額、公営企業債の元利償還金に対する繰入金額など

④将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている**負債の大きさ**を、財政規模に対する割合で表したもの
（対象）一般会計地方債残高、債務負担行為、公営企業債等繰入見込額など

3 資金不足比率

『資金不足比率』は、公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を、料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す。

（対象）下水道、水道、モーターボート競走、病院の各会計

4 算定の結果

(1) 健全化判断比率

健全化判断比率に係る各数値は下表のとおりで、「①実質赤字比率」、「②連結実質赤字比率」、「③実質公債費比率」及び「④将来負担比率」のいずれも早期健全化基準を下回った。

○健全化判断比率一覧

(単位 %)

指標名	令和3年度 比率	早期健全化 基準	財政再生 基準
① 実質赤字比率	— (—)	12.81	20.00
② 連結実質赤字比率	— (—)	17.81	30.00
③ 実質公債費比率 【R1～R3の3ヶ年平均値】	11.6 (12.3)	25.0	35.0
④ 将来負担比率	121.5 (121.0)	350.0	

(注)「—」は赤字額が生じていないことを示す。()内は令和2年度値

(2) 資金不足比率

全ての公営企業会計において、前年度に引き続き資金不足は生じなかった。

○資金不足比率一覧

(単位 %)

会計の名称	令和3年度 資金不足比率	経営健全化 基準
下水道事業会計	— (—)	20.0
水道事業会計	— (—)	20.0
モーターボート競走事業会計	— (—)	0.0
病院事業会計	— (—)	20.0

(注)「—」は資金不足額がないことを示す。()内は令和2年度値

5 今後の対応

今後は、新庁舎や一部事務組合の施設整備等に関連した起債の償還が本格化し実質公債費比率の上昇が見込まれる。また、将来負担比率においても学校給食共同調理場建設事業をはじめとする大型事業が控えているため数値の上昇が見込まれる。早期健全化基準に達することはないが、引き続き各種事業の計画的な実施により数値の抑制・安定的な財政運営に努める。